

宮前保育園

重 要 事 項 説 明 書

1	社会福祉法人宮前福祉会の概要
2	保育園概要
3	施設の概要
4	社会的責任
5	児童福祉施設最低基準の順守
6	職員体制
7	保育理念と保育ビジョン
8	主な保育プログラム
9	保育サービスのご案内
10	その他ご利用者負担の経費
11	健康支援
12	感染予防
13	衛生管理
14	事故予防
15	説明責任
16	安全管理
17	入園・退園について
18	苦情対応
19	人権尊重
20	情報の取り扱い
21	非常災害時の対策
22	ご利用の際の注意事項
23	子ども・子育て支援制度 用語の定義

本書は、社会福祉法人福祉会が行う宮前保育園の保育サービスにおける重要事項説明書です。

1 社会福祉法人宮前福祉会の概要

法人名	社会福祉法人宮前福祉会
所在地	〒400-0013 山梨県甲府市岩窪町 379 番地
設立認可年月日	昭和 45 年 3 月 31 日
理事長	浅原浩二
目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、ご利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身共に健やかに育成されるよう支援することを目的としている。
設置経営の事業	第二種社会福祉事業 (イ) 保育所の経営 1) 地域子育て支援拠点事業の経営 2) 一時預かり事業の経営 (ロ) 障害児通所支援事業の経営 1) 児童発達支援 2) 保育所等訪問支援 (ハ) 児童館の経営 (二) 公立保育所の運営 公益事業 (イ) 院内保育施設の運営 (ロ) 乳幼児健康診査事業

2 保育園概要

名称	宮前保育園
所在地	〒400-0013 山梨県甲府市岩窪町 379 番地
創立年月日	昭和 43 年 9 月 1 日
園長	窪田嘉代子
保育園の事業	宮前保育園 ▶ 延長保育促進事業/病児・病後児保育事業（体調不良児対応型） 保育所地域活動事業/一時預かり事業
経営する事業	地域子育て支援拠点事業[Shell & Beans]（責任者 小林身奈） ▶ 子育てサークル/子育て相談事業/子育て情報提供 院内保育施設の運営（責任者 窪田嘉代子/沓澤美鈴） ▶ 市立甲府病院院内保育所/甲府共立病院院内保育施設/石和共立病院院内保育施設 乳幼児健康診査事業（責任者 沓澤美鈴） ▶ 甲府市保健センター
事業の目的	児童福祉法第 39 条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。また、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、ご利用者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行う役割を担う。
連絡先	TEL 055-252-7777 FAX 055-254-3118 URL http://www.kidskiss.jp E-MAIL miyamae@kidskiss.jp

3 施設の概要

敷地概要	3738.42 m ²
建物概要	1255.09 m ² 木造 2 階建て 1 階全室床暖房完備
定員	160 名 2 号認定…保育認定（保育標準時間・保育短時間）・満 3 歳以上（90 名） 3 号認定…保育認定（保育標準時間・保育短時間）・満 3 歳未満（70 名）
入園対象年齢	生後 3 ヶ月（産休明け）～就学前
ISO 9001 取得	（品質マネジメントシステム）2001 年 12 月 23 日
ISO 14001	（環境マネジメントシステム）自主宣言
ISO 10002	（苦情対応マネジメントシステム）自主宣言

4 社会的責任

【法令順守】 社会福祉法、児童福祉法、児童福祉施設最低基準の順守及びその他保育園の運営に関連する消防法、児童虐待防止法、個人情報保護法、など関連法令事項に基づいて、適正な経営を致します。また、保育内容においては、「人権」「子どもの人格」を尊重すること、地域や保護者さんに保育の内容を説明する努力、保護者さんからの苦情に対して、解決する努力に対して、誠実に取り組みます。

5 児童福祉施設最低基準の順守

項 目	内 容
保 育 の 実 施 基 準	① 居宅外で労働することを常態としていること。 ② 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働することを常態としていること。 ③ 妊娠中であるか又は出産後間もないこと。 ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 ⑤ 長期にわたり疾病の状態にあるか又は精神若しくは身体に障害を有している同居の親族を常時介護していること。 ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 ⑦ 市（町村）長が認める前各号に類する状態にあること。
設 備 基 準	① 乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所 ② 乳児室→1 人1.65 m ² 以上 ③ ほふく室→1 人3.3 m ² 以上 ④ 乳児室又はほふく室→保育に必要な用具を備えること ⑤ 満2歳以上の幼児を入所させる保育所→保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所 ⑥ 保育室又は遊戯室→1 人1.98 m ² 以上 屋外遊戯場→1 人3.3 m ² 以上 ⑦ 保育室又は遊戯室→保育に必要な用具を備えること
職 員	保育士、嘱託医、調理員の配置（園児／保育士の配置基準） 乳児 3：1、1 歳児 4.5：1、2 歳 6：1、3 歳 20：1 /、4 歳以上 30：1
保 育 時 間	保育短時間：1 日 8 時間を原則 ・ 保育標準時間：1 日 11 時間を原則

6 職員体制

部 門	職 種	人 数
保 育 事 業 部	管理責任者	1 名
	リーダー保育士	6 名
	保育士	15 名
	看護師	3 名
	運転員	1 名
	5 歳児（ベリー）	
サ テ ラ イ ト 事 業 部	管理責任者	1 名
	リーダー保育士	2 名
	保育士	7 名
	調理員	1 名
給 食 事 業 部	管理責任者	1 名
	栄養士	2 名
	調理師	2 名
	調理員	1 名
経 営 管 理 部	園長	1 名
	総務・経理・人事	3 名

※ 各学年、保育士の担当制を適用しています。専属に担当する保育士を配置した体制です。

7 保育理念と保育ビジョン

保育理念 大地に響く 未来に響く 創造

保育ビジョン 6つの心を育てます

ピーターパンのころ	どんなこともやれば出来る、冒険心を持って行動し、意欲と自信にあふれる子
ネロのころ	友だちと助け合い、信頼し信頼される子
ハイジのころ	いつも笑顔いっぱい元気な子
ピノキオのころ	ものごとを純真にみつめ素直に受け入れる子
幸福の王子のころ	平等に人を愛しすべてのことに感謝と思いやりをもつ子
アンのころ	地球環境を大切に、この地球を緑いっぱいにする気持ちを持つ子

8 主な保育プログラム「保育課程」参照

項 目	内 容
生活基礎的事項	生活リズムを整え、一日を快活にスタートできるよう、毎朝9時から全園児での朝会を実施しています。 食事(食育も含む)・排泄・着脱・健康管理により、子どもが生活していくことに援助致します。
テーマ保育	保育の5領域「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」を一つの共通主題を設け、遊びや活動展開を深めて行きます。子どもの主体性を育てます。
マージング	音楽活動を通じて、心・頭を育てるプログラムです。「みんなで一つのことを創り上げることの喜び」を体験致します。また、協調性、目標遂行能力、継続力を養うプログラムです。
体育ローテーション	ステップ、体操、ランニング、跳び箱や鉄棒、マット運動などの組み合わせにより、子どもたちが楽しみながら自らの身体の発達にチャレンジし、自信、判断力、集中力、運動能力の向上、仲間意識などの心の成長にも大きな効果をもたらす総合的な運動プログラムです。
環境教育	「環境活動」を子どもの頃からその感覚を芽生えさせる、心・頭を育てるプログラムです。自然や生き物を愛する心、科学的な思考が育成されます。
立腰教育 しつけの三原則	森信三先生の教育法で、家庭教育の指針ともなり、大人もともに推進することで効果が高まるプログラムです。腰骨を立てて座ることで、心も安定し、相手の話をしっかり聞く姿勢をつくります。
英会話 絵画教室 歌唱指導	外部講師を招き、表現力を養います。自分の得意とする能力を身に付けていくと共に、自分自身に自信をもってできることを増やしていきます。

9 保育サービスのご案内

項 目	内 容	経 費	登録の有無	登録申請書類
開園時間	月曜日～土曜日 7:00-19:00			
保育時間	保育短時間 8:30-16:30			
	保育標準時間 7:00-18:00			
土曜保育	土曜日、ご両親ともに勤務なさるご家庭を対象		登録制	土曜保育申込書 年度毎登録 毎月事前申込
延長保育	保育短時間 朝 7:00-8:30 夜 16:30-18:00	30分毎300円	登録制	平日延長保育申込書 年度毎登録
	保育標準時間 夜 18:00-19:00	夜 18:30-19:00→300円		
通園バス送迎	朝 7:00-9:50 夜 16:00-19:00 甲府市内の指定エリア	距離数により 片道1,500円～1,900円	登録制	通園バス送迎申込書 年度毎登録
給食	完全給食 3歳児以上主食代徴収	1,000円(1か月)		
アレルギー除去食	医師診断書	アレルギー度に応じた食材に対する利用者負担有	登録制	アレルギー対応食依頼書
離乳食	段階的に提供			

体調不良時対応食	体調不良の時に食事変更の希望に対して対応			体調不良時対応食依頼書
布おむつリース	地球保全活動の取り組みから布おむつの使用を奨励	平均3,800円(1か月) ※ご利用人数により、金額に多少の変動があります。	希望者	布おむつリース申込書
スイミングスクール	対象：4・5歳児	864円(1レッスン)	希望者	該当なし
病児・病後児保育(体調不良児対応型)	保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合に緊急的な看護			該当なし

10 その他ご利用者負担の経費

項目	金額	徴収時期	対象年齢
保護者会費	4,800円	5月に徴収 ※「保護者会規約」参照	全園児
主食代	1,000円 ※年間12,000円	2カ月毎、奇数月に徴収	3歳以上
制服・カバン等の購入物品費	物品注文書参照		3歳児以上
教材費	物品注文書参照		3歳児以上
月間絵本代	440円		5歳児
	430円	4歳児	
	430円	3歳児	
	370円	2歳児	
各サービス利用料金	各サービスをご利用いただいた場合の料金です。		全園児
引き落とし手数料	162円		全家庭(ごきょうだいがいる場合、上のお子さんから徴収)

※ご請求書は前月末にご通知致します。

ご注意：3か月以上滞納があった場合、在籍の継続はできません。

11 健康支援

1. 嘱託医 甲府共立病院 山梨県甲府市宝1丁目9-1 TEL 055-226-3131
 米山おとなこども歯科クリニック
 山梨県甲斐市下今井字大無垢理 2827 TEL 0551-28-8103
2. 保育中に発熱(38℃を目安)・体調不良・健康状態の変化が著しい場合・傷害が発生した場合、保護者さんの緊急連絡先にご連絡をさせていただきます。
3. 発熱・体調不良等での状況の変化が著しく、保護者さんのご都合上、お迎えに来られない場合には、看護師が症状を見ながら看護を行います。(病児・病後児保育事業)
4. 万が一、保育園で怪我を負わせてしまった場合、看護師が応急処置を致します。医師の診察が必要と判断した場合はご連絡の後、専門医の受診を致します。治療費は一旦ご家庭でご負担いただき、その後、傷害保険で還付されます。
 - ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」
 - ・ 社会福祉法人日本保育協会の「保育園総合保険」
 - ・ 「幼児安全保障プラン」「ちびっこくらぶ」(任意)
5. 与薬について
 保育園において与薬を行う場合は医師の処方箋による薬に限定させていただきます。

《薬の持参方法》

- ① 「与薬依頼票」 ※記入した期間は依頼内容が有効です。「薬剤情報提供書」(薬局より発行された場合)
- ② 使用する薬は1回分ずつ分けて、当日分のみ連絡帳の記入とともに挟んで持参してください。
- ③ 看護師が不在の場合は、保育士が与薬することがございます。薬についての専門知識がないため、複雑な与薬の場合は、十分配慮され持参くださいますよう、お願い申し上げます。
- ④ 間違い防止のため、袋や容器にお子さんの名前を記入してください。

《保護者さんにお守りいただきたいこと》

- ① 市販薬、保護者さんのご判断で持参した薬は取り扱いません。
- ② 座薬が必要な場合は、看護師との面談後、指定された症状が発症した時には、家庭連絡と共に与薬をさせていただきます。
- ③ 慢性疾患（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎等）と薬は、主治医または嘱託医の指示に従うと共に、相互の連携が必要です。

※与薬依頼票は2枚お渡し致します。各ご家庭で必要枚数をコピーしてご使用ください。

1.2 感染予防

1. 保育園は、集団生活の場ゆえに、予防接種を推奨致します。主治医の指導のもと、計画的に実施してください。
2. 保育中に感染症の疑いが見られた場合には、保護者さんのご了解を得ない段階においても、集団生活との遮断や送迎方法の変更などお子様のプライバシーを配慮しつつ、保育園の判断で対応させていただくことがございます。
3. 感染症等の流行の兆しが予測される場合には「保健だより」を発行し情報を適時に提供致します。
4. お子さん及びご家族で、感染症に罹患された場合は、速やかに保育園へご連絡をください。
5. 感染症に罹患された場合、出席停止期間をお守りください。登園時には、「登園届」、「登園許可書（医師の証明）」をご持参ください。
6. ご家庭にて、嘔吐・発熱の症状が見られた場合、最終の症状から24時間はご家庭にて健康観察をして下さい。24時間後、又は、ご家族で症状が見られるなど、登園の判断に迷う場合は、登園前に保育園へ電話連絡をして下さい。
7. バス利用のお子さんにおかれましては、嘔吐症状があった場合、24時間を経過していても、感染予防のために利用を控えて頂きます。降園時も、症状に応じて利用を控えて頂く場合があります。バス利用の目安は、最終の症状から48時間後です。
8. ご家族、とくにごきょうだいに嘔吐下痢症状があった場合、感染の可能性が高い為、ご家庭にて一緒に経過観察を実施して下さい。ご家庭内にて別室で過ごす事は感染予防として有効です。

1.3 衛生管理

1. エアコン・床暖房・加湿器を使用して室温・湿度を調整し、適宜換気を行い適切な環境を配慮致します。
 2. 乳児室の玩具・保育用品は適宜消毒を実施し、衛生管理を実地しています。
 3. オムツ交換台・トイレ・便器・ドアノブ・沐浴槽などは消毒液を用いての清掃を実施しています。
 4. 調乳室・調理室への出入りは三角巾着用・入室者の限定を行い衛生管理の徹底をしています。
 5. お子さんには保育を通して基本的な清潔の習慣が身につくよう指導しています。
 6. お子さんの飲用水には、生体水に限りなく近く、回帰作用の効果が高い、πウォーターを使用しています。
 7. 甲府市環境基本条例に基づき、大気汚染物質（放射能、PM2.5 など）が規定数値を超えた場合、戸外活動の自粛等、対応をしています。
 8. 砂場は週に一度、消毒を実施しています。
- ◎職員の教育訓練を定期的実施しています。

1.4 事故予防

1. 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防のため、うつぶせ寝を避け、睡眠時の呼吸確認を適時実施します。
※乳幼児突然死症候群（SIDS） <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html>
2. 子ども同士のトラブルで怪我が起こってしまった場合、双方のご家庭に相手のお子さんの名前を伝えさせて頂いています。相手のお子さんの名前を知った上で、お会いした時に謝罪をしたいという保護者さんからのご意見や、これから共に過ごしていく友だち、保護者さん同士わだかまりなく良い関係を作っていただきたいということもあり、このような対応をとらせていただいています。ご理解頂けます様にお願いします。
3. 子どもの発達段階に応じた保育環境を設定し、事故予防に努めます。
4. 自動体外式除細動器（AED）を設置しています。職員全員が研修を受講し、緊急時に活用します。

15 説明責任

項 目	内 容
え ん だ よ り	毎月末に発行致します。 翌1か月の予定・情報・クラスのお知らせ・提出物等記載されていますので必ず目を通して下さい。ご家族で情報を共有しておいてくださいますようお願い致します。
月 間 指 導 計 画 個 別 保 育 計 画 個 別 保 育 要 録	月間指導計画 全年齢毎月発行 個別保育計画0・1・2歳児：3か月毎 個別保育要録3・4・5歳児：6か月毎作成
連 絡 帳	毎日実施。相互に情報交換を行うことを目的と致します。
個 別 面 談	全園児の保護者さんと担当保育士とで5月・11月の年2回（11月は希望者のみ対象）、実施致します。 平日の13:00-14:40の間の15分-20分間です。
ホ ー ム ペ ー ジ	保育園での情報を掲載致します。 各種保育サービス申込書・物品注文書・保健関連書類は、ホームページからダウンロード出来ます。ご活用下さい。
ご家庭からの連絡方法	欠席・遅刻等される場合は、9:00までに次の方法にて必ずご連絡ください。 ① メールでの連絡 miyamae@kidskiss.jp ② 電話055-252-7777 ※保育中は、担任への取次ぎは致しかねます。ご容赦ください。 ③ 通園バスへの連絡 通園バススモラー号直通電話 090-5219-4847 通園バスホワイトティ号直通電話 090-5586-2779
緊急連絡通信手段	「メールシステム」を活用します。確実に登録下さい。
スナップ写真の販売	写真の撮影を「光画堂地笑写真館」様に、写真の販売を「フォトクリエイト」様に、外部委託します。写真注文専用アドレスから申し込みを行ない、コンビニエンスストア又はカードにてお支払いください。 日頃の保育の様子・行事の様子を撮影します。

16 安全管理

1. セコム監視カメラシステム・セコムオンラインセキュリティの設置
2. 門扉ロックシステムにより不審者侵入の遮断。保護者さんには、一年間使用する暗証番号をメールシステムにてお知らせ致します。送迎を担当されるご家族の方にはお知らせください。
3. 門扉を開けたら、その都度必ず閉めて下さい。
4. 送迎において、通常いらっしゃる方ではない場合、送迎時間が通常と異なる場合などは事前にご連絡をください。
5. 駐車場は、子どもさんから目を離す事がないよう保護者さんの責任の下、お子さんの安全確保をお願い致します。
※駐車スペースが限られています。ご利用の皆様が気持ちよく利用できますよう、また、お子さんの安全確保のため、駐車場での立ち話しは避け、速やかにお帰りがいただけますようご協力ください。

17 入園・退園について

項 目	内 容
入 園	保育の実施基準に該当し、定員枠内であった場合、月毎ご入園が可能。 ①市町村入園手続き ●甲府市内の場合 担当部署：甲府市役所 児童保育課 保育係 入園申込書のご提出が必要です。 ●甲府市外の場合 甲府市外にお住まいの方は入園することはできません。 ②保育園入園手続き ●市役所へお問い合わせください。 ●判定後、入園月の1か月前にオリエンテーションを実施致します。
継 続 入 園	●甲府市の場合 毎年11月に継続入園の手続きをしていただきます。配布される継続入園申込書の提出が必要です。 ●甲府市外の場合 各市町村の指示に従ってください。 ※育児休業期間は、基本的には在籍を停止します。
退 園	保育期間の満了以外で、ご家庭の都合により退園される場合 ●甲府市の場合 保育園に用意してあります退園届を提出していただきます。

	●甲府市外の場合 各市町村で申請してください。 ※月単位の処理になりますので、ご了承ください。決定し次第、入園担当へご連絡下さい。
甲府市外への転居	甲府市外に転居されると、継続して在籍する事が出来ません。転居される際には、事前にご相談ください。

18 苦情対応

苦情対応の取り組みについて「苦情解決事業規則」に基づき対応致します。

目的	社会福祉法第82条の規定及び局長通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針に基づき、ご利用者からの苦情・意見・要望等を解決するしくみです。
苦情等解決責任者	窪田嘉代子 kubota@kidskiss.jp TEL055-252-7777
苦情受付担当者	米倉和昭 yonekura@kidskiss.jp TEL055-252-7777 ※申しやすい職員へお申し出ください。
苦情受付時間	電話受付：9:00～17:00 メール受付：24時間 ホームページからも受け付けております。 ※受付時間により、すぐに返信が出来ませんがご承知下さい。
第三者委員	山崎 好一 栃木県小山市東城南5-1-7 TEL0285-28-0996 税理士法人 あさひ小山城南本 代表社員 内野 瑤子 東京都千代田区神田佐久間町3-19-1-1003 TEL 03-5825-7690 有限会社 ウイズオール 代表取締役 石原 明子 山梨県甲府市丸の内1-1-11 フォスター・ステーションシティ甲府1305 TEL055-232-8422 元公立小学校校長歴任
苦情処理の流れ	① 保護者さんからのご相談・ご意見・苦情の申し出 ② ご相談・苦情内容、保護者さんのご意向等の確認と記録 ③ 受け付けた相談・苦情及びその改善状況等、責任者へ報告・助言。必要があれば第三者委員への報告・助言 ④ ご相談・ご意見・苦情の対応結果について、申し出人に報告 ⑤ 個人情報に関するものを除き、事業報告書や広報紙等実績を掲載し公表

※ 直接解決責任者または第三者に申し立てができます。

19 人権尊重

1. 人権尊重

- ① 子ども一人一人の状態、特性を把握し個別重視の保育を提供いたします。また、個々を尊重しながらそれぞれの発達の目標を設定し、着実な保育の展開を致します。
- ② かかわりにおいては、子どもの身体的苦痛や人格を辱めることなどがないように保育を実施致します。

2. 児童虐待防止

児童虐待防止法に基づき、子どもに虐待の疑いがある場合、保育園は関係機関への通告義務が課せられています。

3. プライバシー保護

- ① 子どもの着替え、排泄の場面が保育士以外の大人の視界に入らないよう配慮致します。
- ② 着替え、排泄の場面は画像その他メディアに残すことなく、園内および園外に漏えいすることのないよう配慮を致します。

◎職員の教育訓練を定期的に実施しています。

20 情報の取り扱い

1. 個人情報保護

- ① 児童福祉法第18条の22「保育士は、正統な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。」と定められた法令を順守致します。
- ② 保護者さんから、個人情報を提供していただく場合は、収集目的、保育園の対応窓口、保育園が個人情報を提供する機関の範囲等を原則お知らせ致します。
- ③ 保育園は、保護者さんから提供して頂いた個人情報を、正当な目的のみに使用致します。

- ④ 個人情報適切に管理し、保護者さんの承諾を得た機関（甲府市役所）以外の第三者に一切開示・提供致しません。
- ⑤ 保護者さんの承諾の上で個人情報を提供する場合には、個人情報の漏洩、再提供などの禁止を契約により義務づけ、適切に管理致します。
- ⑥ 保護者さんご自身の個人情報の確認、修正などを希望される場合は、保育園対応窓口までご連絡頂くことにより、合理的な範囲で速やかに対応致します。
- ⑦ 保育園で管理を行う facebook、などへの画像動画のアップロード、また、報道などによる第三者機関の写真掲載や動画放映について拒否される方につきましては事前に登録していただいております。登録時にその有無を申告してください。

※個人情報保護に関する同意書を入園時に提出して頂きます。

個人情報の取り扱いに関するお問い合わせについては、下記までお申し出下さい。

お電話による場合	電話番号： 055-252-7777 受付時間： 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時
電子メールによる場合	kawamoto@kidskiss.jp kubota@kidskiss.jp
お手紙による場合	〒400-0013 甲府市岩窪町 379 情報管理室

2. 情報管理

保育園では「情報管理規定」に基づき、ご利用者に関するすべての情報が漏洩のないよう致します。

◎職員の教育訓練を定期的実施しています。

2.1 非常災害時の対策

1. 防火権原者（窪田嘉代子）、その指名で防火管理者（河本大輔）を置き、火災、地震等の災害から園児を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図ることを目的として消防計画の下、月に1回以上の訓練の実施を致します。
2. 大規模地震及び大規模地震警戒宣言に基づいた「引渡し訓練」は、年1回実施致します。
3. 土砂崩れ台風を想定した避難訓練、不審者侵入対応訓練は、万が一の事態に備え非定期に訓練の実施を致します。
4. 山梨県に地震が発生した場合、基本的には宮前保育園の敷地内で避難活動を実施します。その後、広域避難場所へ移動する場合、第一広域避難場所 北部幼児教育センター、第二広域避難場所 北東中学校です。

※ 詳細はホームページ上「防災計画」をご確認ください。

◎職員の教育訓練を定期的実施しています。

2.2 ご利用の際の注意事項

項 目	内 容
保育園へお車でお越しの際のお願い	近隣にお住まいの皆様のご生活空間保障の為、保育園への送迎には、武田通りから愛宕スカイラインをお通りください。岩窪居住地域内の走行はご遠慮ください。 園周辺の道路は、安全のため、20km 走行を実施していただけますようお願い致します。
保育園の駐車場ご利用	近隣の方への配慮と地球温暖化防止として、駐車場でのアイドリングはご遠慮いただいております。必ずエンジンを止めて、施錠して送迎を実施していただけますようお願い致します。尚、排気ガスも配慮し、前向き駐車をお守りいただけますようお願い致します。
登園時間のお願い	毎朝9時から全園児参加の朝会を実施しています。生活リズムを整えて行く為にも、足並みを揃えて一日のスタートをすることはとても大切です。着替えや参加姿勢を整える時間も加味し、8時45分までに登園して下さい。
家庭状況の変更時	住所・電話番号の変更・家庭状況の変化、ご家庭の状況の変化、変更があった時点で必ず保育園にご報告ください。 次の場合は十分ご注意ください。甲府市内と甲府市以外の市町村間における転居。行政への手続きがあります。
持ち物	持ち物の管理を自分でする事が不十分であり、園で管理しきれない部分もあります。持ち物の紛失・損失も考慮し、華美なもの・園生活で必要のないものは持たせないで下さい。 大勢のお子さんが生活する場です。確実にご返却できますよう、小さなものにも必ず記名をお願い致します。ご家庭で使用している玩具の持参はご遠慮ください。

23 子ども・子育て支援新制度 用語の定義

認定区分	保育時間
【1号認定】 お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	教育標準時間
【2号認定】 お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」（下記参照）に該当し、保育園等での保育を希望される場合	a) 保育短時間 b) 保育標準時間
【3号認定】 お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」（下記参照）に該当し、保育園等での保育を希望される場合	a) 保育短時間 b) 保育標準時間

①. 保育を必要とする事由

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、傷害
- 道教又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（企業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

②. 保育の必要量

- a) 保育短時間>パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）
- b) 保育標準時間>フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

※新制度の詳しい内容を知りたい方は「内閣府子ども・子育て支援制度」のHPをご参照下さい。

<http://www8.cao.go.jp/shousi/shinseido/index.html>